

新型コロナウイルス感染症に関するご案内

1. 状況報告について

感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなど)が確定した(検査結果陽性)場合、以下の申請フォームから連絡をしてください。

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=516465811>

2. 授業の受講について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、授業の受講については、以下のとおりとなります。

	罹患者	濃厚接触者等
対面授業	出席停止	出席停止の対象としない
オンライン授業	受講停止は求めない(※1)	受講停止の対象としない

※1 無症状あるいは軽症等のケースが多くみられることから、学校保健安全法に定める出席停止期間中でも、リアルタイム配信授業およびオンデマンド授業の受講停止は求めないものとする。ただし、症状が重篤であるなどを理由に授業を欠席した場合には、以下の「3. 授業欠席手続」を準用して、欠席の取り扱いが成績評価において不利にならないよう、担当教員に配慮を願い出ることができる。

3. 授業欠席手続について

上記の取扱いにより、授業を欠席(オンライン授業における未受講含む)した場合は、以下手続を行うことで、その間の取り扱いについて成績評価において不利にならないよう、当該科目の担当教員に配慮を願い出ることが可能です。ただし、配慮可否の最終的な判断は各担当教員によります。

(1) 手続方法

授業欠席届の手続きを希望する場合には、療養期間の終了後、以下(2)の書類を教育・総合科学学術院事務所に提出してください。

事務所窓口での承認手続きには時間を要しますので、内容によってはその場ですぐに書類を交付できない場合があります。時間に余裕をもってお越しください。

(2) 手続時の必要書類

①感染症罹患による欠席届(<https://waseda.box.com/s/g4qr6omgf9y9dpxr8wl6fys9ol0sy7u0>)

②治癒証明書(診断書、療養証明書等でも可)

※ 治癒証明書等を提出できない場合には②治癒証明書等の代わりに理由書(<https://waseda.box.com/s/joogm6xea8uspix5k5a52gpyqalcuuj>)を作成のうえ、①の欠席届とあわせて提出してください。

③同意書(<https://waseda.box.com/s/h20bc5xbnaysntybksntqoigpikoghi3>)

※②治癒証明書等の代わりに理由書を提出する場合には、③同意書は不要です。

(3) 担当教員への提出

手続きが完了した場合には、承認印を押した欠席届のコピーを教育・総合科学学術院事務所窓口で本人に返却しますので、ご自身で科目担当教員に配慮を願い出てください。

前述のとおり配慮可否の最終的な判断は各担当教員によります。

4. 感染対策等について

新型コロナウイルス感染症について、保健センターホームページに各種情報を掲載しております。

<https://www.waseda.jp/inst/hsc/news>

5. その他

インフルエンザ等、「学校において予防すべき感染症」の範囲は、この手続きと同様に対応してください。

参考)「学校において予防すべき感染症」(早稲田大学保健センターホームページ)

<https://www.waseda.jp/inst/hsc/information/healthcare/infection>

以 上

教育・総合科学学術院事務所

E-mail: edu-gakumu@list.waseda.jp